

平成 21 年度公立大学法人宮城大学年度計画

公立大学法人宮城大学は、法人化による自主的・自律的で、効果的・効率的な運営を行う「県民の大学」として卓越した地域の教育研究拠点となるため、法人運営の指針となる中期目標・中期計画に基づく平成 21 年度の年度計画を次のとおり策定する。

第 1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

イ 学士課程

(イ) 共通教育

- ・共通教育センターを設置する（所属：英語教員等 6 名以上）
- ・基礎学力を底上げするため「数学概論」「物理概論」「化学概論」「生物概論」を開設する。

(ロ) 専門教育

〔看護学部〕

- ・旧カリキュラムの対象学生には確実な開講保障を行う。
- ・共通教育科目と専門教育科目との連動性を点検する。
- ・総合的実践力を高めるため総合実習の担当教員をバランスよく配置する。

〔事業構想学部〕

- ・学際的融合として両学科にまたがる新履修モデルを提示することで他学科専門科目の履修を促す。
- ・経営・起業・会計科目担当の専任教員を採用し、これら科目のカリキュラム改革を実施する。

〔食産業学部〕

- ・生物・化学・工学系科目と経済・経営系科目との融合講義を実施するための具体的検討を行う。
- ・農場、加工工程等各分野の実習を実施する。
- ・マーケティング戦略や企業戦略に関するケースメソッド科目について内容の充実を図る。
- ・全学科必修のインターンシップを実施する。

ロ 大学院課程

〔看護学研究科〕

- ・専門共通科目に「看護管理論」を加える等により教育内容を充実する。
- ・専門看護師教育課程（感染看護分野及び共通科目）の申請を行う。
- ・感染看護分野において感染看護学実習及び感染看護学課題研究を実施する。
- ・研究論文コースにおける科目選択枠を拡大する。
- ・博士課程設置申請を行う。

〔事業構想学研究科（博士前期課程）〕

- ・新カリキュラム、新履修モデルを準備する。
- ・社会人入学生に対応した時間割の検討を開始する。
- ・教育すべき専門知識群を明確化する。

〔事業構想学研究科（博士後期課程）〕

- ・博士論文の中間発表会を実施する。
- ・専攻領域ごとに「特別演習」の科目履修と「事業構想学特別研究」による研究指導体制を整備する。

〔食産業学研究科〕

- ・広報など本研究科の周知や入試体制などを整備し、平成 22 年度入学者選抜試験出願結果に反映する。
- ・「農・環境イノベーション」及び「食品イノベーション」の両領域間のバランスのとれた教育の実施のため、科目内容等の見直しを行う。
- ・博士課程設置のために準備委員会を設置し、コンセプトの明確化等に関する検討を行う。
- ・試験研究機関等との連携協定締結に向けた準備委員会を設置し、具体的な連携内容を検討する。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

イ 入学者受入方針・入学者選抜

(イ) 学士課程

- ・大学説明会を実施する【年間 5 回】。
- ・業者主催による入試説明会へ積極的に参加する。
- ・高校訪問や出前授業等の機会を活用した広報活動を実施する。
- ・入学者アンケート調査結果を分析し、広報活動に活用する。
- ・個別学力検査の方法・内容の検討等、平成 23 年度からの入試改革実施に向けた準備を行う。
- ・看護学部編入学者の受験結果や入学後の履修状況などの動向を分析し、評価する。
- ・科目等履修生に対する履修科目の検討を行う。
- ・平成 23 年度からの入試改革実施に向け、選抜方法等を検討する。

(ロ) 大学院課程

- ・学部パンフレットと併行して大学院独自のパンフレットを作成する。
- ・大学院独自の広報活動を実施する（公開講座、実習施設等との会議、オープンキャンパス及び各種講習会・研修会等の機会を活用）。
- ・TA として起用した大学院学生と学部学生との交流を促進する。
- ・社会人入学者に対する選抜方法を点検し、検討する。
- ・大学からの飛び級入学や学部からの早期卒業についての制度整備に向けての情報収集を行う。

ロ 教育課程

(イ) 学士課程

a 共通教育

- ・少人数クラス編成による英語教育を開始する（専任 native speaker 2 名以上）。
- ・中国語、韓国語を開設する。
- ・各学部の特性に応じた情報処理や基礎統計に関する科目を開設する。
- ・大学生活や大学教育への導入を図る「基礎ゼミ」の充実を図る。
- ・人間関係形成能力や健康的な生活を自己管理する能力及び豊かな人間性を養う「人間形成科目」の充実を図る。
- ・「人間形成科目」において実技・演習を積極的に導入する。

- ・専門教育につながる人文・社会科学や自然科学等の基礎知識を養う「基礎科学科目」の充実を図る。

b 専門教育

〔看護学部〕

- ・「教職実践演習」科目の新設に伴う教員免許課程認定再申請及び教育課程の変更申請を文部科学省に行う。
- ・地域訪問実習の実施体制と実習施設を検討する。
- ・看護専門英語（選択科目）を文部科学省へ申請する。
- ・災害看護プログラムの科目と教育内容の設計を行う。
- ・災害看護プログラム関連科目（選択2科目）を文部科学省へ申請する。

〔事業構想学部〕

- ・両学科専門科目の履修選択制限を撤廃するとともに、学際的な履修モデルとしてビジネス・ソリューション系，コミュニケーション・デザイン系，ソーシャル・デザイン系の新履修モデルを提示する。
- ・国際インターンシップの実施体制整備に着手する。
- ・新カリキュラムでの英語系科目（ビジネス英語，TOEIC 特講）を整備する。
- ・新カリキュラムでの経営系科目群を整備する。
- ・産業集積人材養成プログラムとして，新カリキュラムでの「地域産業集積論」，「自動車産業論」及び「IT 産業論」の開講準備を行う。また，3科目すべての単位修得者に産業集積人材養成プログラムの修了証を授与する制度の具体的な運用について検討する。

〔食産業学部〕

- ・講義と実験との組合せ科目を配置し，教育的理解の深化を図る。
- ・国際インターンシップを実施するとともに受入先拡大のための協議を行う。
- ・少人数チームによる英語プレゼンテーションを含めたビジネス英語教育を実施する。
- ・地域食産業人材養成プログラム関連科目「宮城の食産業」について，食産業フォーラム(仮称)との連携を図りつつ具体的な講義内容，講師等を検討する。

c 学習機会の拡大

- ・他学部・他学科への提供科目を拡充する。
- ・戦略的大学連携支援事業を実施する（単位互換，防災教育等）。

d 国家試験・資格

- ・国家試験や資格試験への対策を強化する。

(ロ) 大学院課程

- ・修士課程（博士前期課程）では，高度専門職業人養成コースに課題研究やプロジェクト研究を開設するとともに，研究論文指導体制や指導方法の充実を図る。
- ・看護学研究科では，博士課程設置に向けて，博士前期課程との連続性を意識した教育課程を編成する。
- ・食産業学研究科では，修士課程における教育の開始と並行して博士課程設置準備を行う。
- ・看護学研究科修士課程において，専門看護師教育課程（感染看護分野及び共通科目）の申請を行い，教育内容を評価する。（再掲）

- ・看護学研究科博士課程設置に向けて，人の生涯を通し，医療機関から在宅へと連続する健康支援を目指したカリキュラムの編成及び研究指導体制を確立する。
- ・事業構想学研究科博士前期課程において「プロジェクト研究」の複数指導体制を整備する。
- ・事業構想学研究科博士前期課程において税理士，会計士資格取得への重点化教育について検討を開始する。
- ・事業構想学研究科博士後期課程の論文指導担当者会議を実施する。
- ・食産業学研究科修士課程において教育内容やカリキュラムの課題を定期的に把握しつつ，博士課程設置コンセプトの明確化を図る。
- ・各研究科において戦略的・大学連携支援事業における他大学院との単位互換の可能性を検討する。
- ・新学則にて大学院設置基準第 14 条（教育方法の特例）及び長期履修制度を規定し，実施する。

八 教育方法

(1) 学士課程

a 共通教育

- ・「英語教育」では，専任 native speaker を 1 名増員するとともに，TOEIC や口頭試験を導入する。また，少人数クラスによる実践教育を行う。
- ・英語講義 における現地研修制度導入に向けての準備を行う。
- ・「情報処理教育」では，各学部の特性に応じた情報処理や基礎統計に関する実践教育を行う。
- ・大学での生活や学習に必要なコミュニケーション能力及び基礎的知識・技術の習得を目的とした「基礎ゼミ」の充実を図る。

b 専門教育

〔看護学部〕

- ・新カリキュラムの専門基礎科目と専門科目の教育内容の連動性を点検する。
- ・「学びの振り返り」を導入し，活用を図る。
 - 1 年生：前期「看護学原論」で導入オリエンテーションを行う。
 - 2 年生：基礎実習 段階終了後に実施する。
 - 3 年生：領域実習終了後に実施する。
 - 4 年生：総合実習の開始前と終了後に実施する。
- ・宮城大学看護学実習連絡協議会を開催する。
 - 全体協議会を開催する。
 - 施設別協議会を開催する。
- ・新規実習施設を開拓する。
- ・県内の保健福祉医療機関との連携を強化する。
 - 県立病院関係者との意見交換を行う。
 - 医療機関研究セミナーを開催する。
 - 施設別実習調整会議を開催する。

〔事業構想学部〕

- ・「基礎ゼミ」「総合研究」において，地方自治体との連携協定を利用した教育活動を実施する。
- ・年間習得単位数の上限設定を検討するとともに，科目配置の年次バランス確保を反映したカリキュラムを検討する。

〔食産業学部〕

- ・地域食産業の現場において活躍している専門家及び経営者，食産業行政部局の担当者等を講師とした科目「地域産業事情」を実施する。
- ・「食材生産・加工実習」，「食材加工実習及び加工法」など農場，加工工程等に関する実習を実施する。
- ・マーケティング戦略や企業戦略に関するケースメソッド科目について内容の充実を図る。（再掲）
- ・食材生産，食品加工及び食サービス等地域食産業関係者を構成員とした「食産業フォーラム(仮称)」を創設する。
- ・「食産業フォーラム(仮称)」との連携を図りつつ，地元企業における学外施設見学を実施するとともに，「基礎ゼミ」及び「食産業基礎演習」の一部においても現地見学を導入する。
- ・「産業実習」の一環として全学生対象のインターンシップを実施する。（再掲）
- ・「基礎ゼミ」及び「食産業基礎演習」を6名以下の少人数で実施する。
- ・少人数での研究指導を行う。
- ・生物・化学・工学系科目と経済・経営系科目との融合講義を実施するための具体的検討を行う。（再掲）

(Ⅱ) 大学院課程

〔看護学研究科〕

- ・平成22年度からのコース変更（高度専門職業人養成コースと研究者養成コースの2コース制）に向けて準備を行う。
- ・専門看護師プログラムをもたない専門分野の高度専門職業人養成コースに，選択科目として課題研究を開設することを検討する。
- ・論文指導における複数指導体制について点検し，強化を図る。

〔事業構想学研究科（博士前期課程）〕

- ・「プロジェクト研究」にインターンシップ，事例研究などのフィールドワーク組み込みを追加実施する。
- ・税理士，会計士資格取得への重点化教育について検討を開始する。（再掲）
- ・教育すべき専門知識群の明確化及び指導体制の再整備に着手する。

〔事業構想学研究科（博士後期課程）〕

- ・地域社会や企業という現場を接点とした研究指導法（インターンシップ等）を実践する。
- ・大学院学生による学外での発表に対する支援を学生対応の教育費の執行優先順位をあげて対応する。

〔食産業学研究科〕

- ・公立大学であること，食料生産拠点に位置すること及び食品産業領域の一層の発展を図ることなどを見据えた取り組みを検討する。
- ・企業関連の社会人などを対象により積極的かつ緻密な教育研究の広報活動を実施する。
- ・地域の研究機関や企業の研究会などの組織を，取りまとめ，「食産業フォーラム（仮称）」の課題を把握・整理する。
- ・学部必修科目のインターンシップの長所を承継し，より専門的観点で現場と密着させた取り組みを実施する。

二 成績評価

(イ) 学士課程

- ・5段階成績評価の基準を明示する。
- ・シラバスに授業への達成目標及び成績評価基準を明示する。
- ・成績評価に関する学生からの質問に対応するシステムを点検し、充実を図る。

(ロ) 大学院課程

- ・シラバスに授業の達成目標及び成績評価基準を明示する。
- ・学位授与、学位審査等に関する規程・内規の見直しを行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 適正な教員配置

- ・教授会などの現行教員組織の実情把握を図り、必要に応じた教員組織を研究する。
- ・現在の職位毎の定数の実情を前提に今後のあり方を研究する。
- ・社会的状況の変化及び組織評価等を考慮した学部・学科の教員定数のあり方を研究する。
- ・教員の選考基準、公表基準及び昇任基準を検討する。
- ・教員選考に当たり公募制を実施するとともに、選考対象者の教育力・研究力審査のためプレゼンテーションを実施する。
- ・大学院博士課程の設置申請時などに当たり、全学評価委員会において教員の資格審査を実施する。
- ・専任教員担当科目比率の向上を図るとともに、看護学部の看護学専門男性教員比率の向上と事業構想学部・食産業学部の女性教員比率の向上を図る。
- ・共通教育運営委員会に教員選考委員会を設置し教員の選考を行うとともに、共通教育センターにおいて科目担当者の配置を行う。
- ・両センターの運営委員会においてセンター人事に関する検討を行うとともに、国際センター及び地域連携センターに各1名の専任教員と、各学部の兼務教員を配置する。

ロ 教育及び教員の質の向上

(イ) 教員評価

- ・評価方法改善検討委員会の報告に基づく新方式の教員評価を実施する。
- ・評価シートを見直し新たな評価項目・ウェイト表を採用する。
- ・評価委員会に教員評価専門委員会を設置し、一元的に教員評価原案を作成する。
- ・平成20年度の教員活動を対象に5分野の5段階の教員評価を実施する。

(ロ) 授業評価

- ・授業評価項目の全学統一化を推進する。
- ・「授業改善計画」のあり方や公表方法の検討を行う。

(ハ) 教員研修

- ・課題解決型の研修を各部会で検討し、実施する。
- ・FD参加率95%以上を目指す。
- ・長期・短期の海外派遣研修及び学外自主研修に関する制度を整備し、周知を図る。
- ・サバティカル制度導入に向けての情報収集及び検討を行う。

八 教育環境の整備

- ・20年度卒業生への学生満足度調査結果を精査し改善に活用する。
- ・21年度卒業生からの学生満足度調査の回収率を90%以上とする。
- ・研究費購入図書登録所蔵制を導入することにより、専門図書の充実を図る。
- ・購入図書の迅速な登録・整理と寄贈図書の整理委託を進め、学生1人当たりの蔵書数を75冊まで増やす。
- ・学生に対する利用講習を充実することにより、利用者数や貸出冊数の増加を図る。(入館者数利用者数 123,242人、館外貸出冊数 23,123冊)
- ・ネットワーク機器のリプレースを実施することにより、堅牢なセキュリティを保ちつつ、利便性を向上させ、高度利用に関する需要に柔軟に対応できるネットワークを構築する。
- ・機器のリプレースにより、学内情報ネットワークの高速化を図る。
- ・電子メールシステムや学内ホームページ等を通じ、学生への情報提供や情報共有を継続する。併せて、利便性を高めるための各種システム(データサーバー等)の導入について検討を加える。
- ・国際センター自習室・ランゲージラボ・コンピュータラボ・自宅などでの自習システムの充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

イ 学習支援

- ・ガイダンスや合同講義、グループ活動等の実施により「基礎ゼミ」における教育内容を充実する。
- ・少人数「英語・」クラスでの英語担当者による担任制実施と学生生活への支援体制の強化を図る。
- ・HPにオフィスアワーを掲載し、ガイダンス等での周知徹底を図る。
- ・学部教務委員会、学生委員会、学生生活委員会、学生相談室及び保健室等との連携体制を整備し、長期欠席者への学習支援を行う。
- ・保護者(保証人)への成績・修学状況報告制度について検討する。
- ・科目等履修生、研究生等に対する学習支援体制を検討する。
- ・「履修ガイド」に学部毎の複数の履修モデルを提示し、在学生・新入生に対して、ガイダンスでの周知を図る。

ロ 生活支援

- ・計画している健康診断、予防接種等を確実に実施する。
- ・キャンパス内全面禁煙を周知し推進する。
- ・全面禁煙の目標達成に向け、禁煙視聴覚教材の使用、セミナー等を実施し、喫煙の健康に及ぼす害について啓発する機会を作る。
- ・後援会と連携し、学生が主体的にかかわるキャンパスレンジャー、娘すずめ。管弦楽団等の課外活動を支援し推進する。
- ・学生の心身両面にわたる健康維持増進に向けて、学生相談室等の活用等を含めて、さらに学生支援の体制を充実するために、学生相談室の開設日時を増やす。

ハ 就職支援

- ・キャリア開発室に期待されるこれまでの就職活動支援に加え、社会情勢を踏まえたより積極的な就職支援を検討し推進する。
- ・就職ハンドブックを4回/年発行する。
- ・本社機能が首都圏に集中していることから、東京事務所進路指導員の企業訪問を充実し、的確な情報を得るために東京事務所と連携した就職支援を工夫し実施す

る。

- ・ 21年度事業構想学部インターンシップ参加率を35%とする。
- ・ 卒業後の離職者を把握するために、事業構想学部卒業後3年経過者に対する就業状況調査を実施し現状の把握に努め、Uターン希望者等に対し必要に応じ就職支援を実施する。
- ・ 就業状況調査に向けてUターン、Jターン調査体制を作る。
- ・ 計画された国家試験模試を必ず受けるよう指導し、国家試験100%合格に向けての指導を充実する。
- ・ 国家試験模試後には、国家試験に対する意識を高め学生個々の課題を明確にするために解答説明会を開催する。
- ・ 国家試験対策特別講座を実施する。

二 経済的支援

- ・ 奨学金を希望する学生に、必要な情報を提供するために、説明会を開催するとともに、積極的に学生の個別相談を実施する。
- ・ 「宮城大学学習奨励基金(正式名称)」を利用し、留学を希望する学生等に対し援助を行う。
- ・ 授業料減免は、全体の3%で継続する。

ホ 社会人・留学生への支援

- ・ 新学則にて大学院設置基準第14条及び長期履修制度を規定するとともに、サテライトキャンパス等の設置の可能性について検討する。
- ・ 留学生の相談機会を拡大するため、新入生懇談会を実施するとともに、国際センター専任教員による相談日を週2回程度開設する。(大和及び太白キャンパス)
- ・ 留学生向けの日本文化体験行事として、JAあさひなの協力を得て、田植えや稲刈りを実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

イ 研究の方向性

- ・ 地域社会ニーズ把握のために、地域連携センターとの連携を深め、指定研究等のテーマを設定する。
- ・ 研究委員会にて研究キーワード・分野等を一覧化する学部横断的な理解促進策を企画する。
- ・ A4-1ページにて研究者プロフィールの分かるようホームページに掲載し、外部アクセスの利便をはかり、共同研究・奨学寄附金・受諾研究数を16件以上に目標設定する。

ロ 研究水準の向上

- ・ 教員評価データをもとに、研究水準の数値目標に対する達成度を明らかにし、研究委員会を通して各学部へ努力目標を伝達する。
- ・ 各学部の研究紀要編集・査読体制の現状分析を開始し、研究委員会で検討する。

ハ 研究成果の地域社会への還元

- ・ KCみやぎ推進ネットワークへの積極的な参加(研究会の立ち上げ等)と地域共同研究等の活用により、更なる産官学の連携強化を図る。
- ・ 本学の研究成果を積極的に地域社会へ還元するため、地域連携シンポジウム及び各学部公開講座を11企画実施する。

- ・知的財産を地域社会に還元する重要な機会として、教員を積極的に国や自治体の各種審議会委員や各種講師に従事・派遣する。
- ・地域社会の活性化等に寄与するため、自治体等との協定・覚書内容の見直しを図るとともに、半期ごとに定例会を開催し活動状況を確認する。
- ・連携対象自治体を拡大する。
- ・ホームページや発表会・講評会などの機会を活用し、積極的に研究成果等の情報を発信する。

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 研究の実施体制

- ・研究担当理事を配置し、外部資金獲得チャンネルの一覧化・科研費獲得率など、ホームページを介して可視化し学内に周知する。
- ・研究委員会にて学部横断的な研究支援体制整備の検討を開始する。

ロ 研究費の配分

- ・競争的研究費配分システムを堅持しながら、外部資金獲得に向けた対策につながるよう検討する。
- ・研究費配分システムに対外的評価要素導入の検討（20年度実績分析）を開始する。
- ・国際学会発表の優先度を基準に配分を行うが、配分金額の可視化及び調査研究への配分のあり方について検討を開始する。
- ・シーズの実用化、産業化を促す研究への重点配分を実施するとともに、過去の研究費配分結果への点検も開始する。
- ・成果発表会を実施し、研究委員会で一般研究費の成果を点検する。

ハ 研究者の配置

- ・通常人事でのプレゼンテーションを実施するとともに、2次選考の際に外部専門家の参加を図り、より研究力の高い教員を確保する。
- ・大学院博士課程設置申請時に当たり、いわゆるスカウトにより特別教員（合教員等）を確保する。

二 研究環境の整備

(イ) 研究時間の確保

- ・教員個人毎の授業担当時間の実情把握を行い、授業担当時間の適正な管理を図る。
- ・学部毎の管理運営業務に対する教員の実情把握を行い、課題整理を図る。
- ・サバティカル制度導入に向けての検討を行う。（再掲）

(ロ) 研究設備

- ・研究委員会及び専門委員会を通して研究設備・機器等の本学配置データを一覧化し、情報を周知する。
- ・研究委員会を通じて外部資金の獲得と研究設備整備を促す。

ホ 研究活動の評価

- ・教員評価の「研究」領域評価方法を改善して実施する。
- ・研究領域に「著書」、「研究論文等」、「学会発表等」及び「作品」を評価対象として研究分野ごとにウェイトづけを行い評価システムの精度を高める。

へ 知的財産の創出

- ・平成 20 年産業化プロジェクト研究 3 本の成果発表会を実施する。
- ・発明等専門委員会を発足し，研究委員会ではホームページなどでの学外周知手段に関して検討を開始する。
- ・知的財産に関わる研修会・相談会を開催する。
- ・知的財産の技術移転を推進するため，共同研究などを通して一層の産官学連携を進める。
- ・移転可能な技術について，関連領域の企業・団体等をリストアップし実現の可能性を探る。

第 2 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 県民の高等教育機関としての役割

- ・平成 23 年度からの入試改革に関して積極的に広報活動を行う。
- ・授業評価結果に基づいて「授業改善計画」のあり方や公表方法を検討する。
- ・オープンキャンパスや出前授業等の実施内容の改善を図るとともに，県内高校生の本学への関心を一層高めるための方策を検討する。
- ・県内における看護実習施設等の拡大を図り，県内企業・業界と連携したインターンシップを実施する。
- ・各学部の新カリキュラムにおいて，地域特性を意識したプログラムや地域社会論を開講する。
- ・大学院独自のパンフレットを作成し，大学院独自の広報活動を積極的に実施する。
(再掲)
- ・大学院における夜間開講，長期履修制度等を推進する。

(2) 地域社会への貢献

- ・地域連携センターに地域振興事業部（調査研究員 3 名）を設置し，地域課題に対する技術指導・情報提供力を高める。
- ・研究成果の地域社会への還元を図るため公開講座・シンポジウム等を 11 企画実施する。(再掲)
- ・図書館の時間外の利用時間を延長し，平日・土日の別なく閉館時間を 22:00 に統一する。

< 現行 >

平 日	19:15 ~ 22:00	夏季休業等 17:15 ~ 20:00
土 日 祝	9:00 ~ 18:00	

- ・受託による皮膚・排泄ケア看護分野認定看護師スクールを計画通り実施する。
- ・認定看護師の必要性を広く周知するため，関心を持つ現任看護師に対して，学校説明会を含めたセミナーを実施し，認定看護師への関心を高め入学希望者増加を図るとともに来年度受験手続にむけて情報を提供する機会を作る。
- ・具体的なスクール情報を加えホームページに掲載する情報の充実を図る。
- ・関連学会・研究会等において認定看護師スクールの案内を積極的に実施する。
- ・スクールへの関心を高めるために，パンフレットの配布（7 回）・実習病院の訪問を行い認定看護師スクールの情報を提供する。

(3) 産学官の連携

- ・KCみやぎ推進ネットワークの教員データベースと機器情報の登録を推進する。また，研究会（基盤技術高度化支援グループ機関主催）を立ち上げる。
- ・研究交流会・情報交換会など既存の産官学連携ネットワーク組織の再構築を検討す

る。

- ・新たに「食産業フォーラム(仮称)」を設立し、ネットワークを強化する。
- ・社会人基礎力養成プログラム(経済産業省事業)及びカリキュラム改正による地域産業人材育成プログラムを実施し、産業人材を育成する。
- ・協定自治体の移動開放講座, 講師・委員の派遣要請等に積極的に対応する。
- ・連携2自治体との覚書を更新するとともに, 新たに1自治体と連携協定を締結する。
- ・地域連携センターに設置した地域振興事業部において調査研究を3件受託する。
- ・地域振興事業部に県内の3自治体より職員研修の派遣職員を3名受け入れる。

(4) 大学間の連携

- ・戦略的大学連携支援事業(単位互換, 防災教育等)を実施するとともに, 同事業による遠隔授業の準備を行い, 試行する。

2 国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1) 国際交流を推進するための体制整備

- ・外国人専任教員制を維持しながら, 英語能力の高い職員を採用するとともに, 英語教員等兼務教員の充実を図る。
- ・海外共同研究先との研究情報の交換を推進する。
- ・国際シンポジウム・ワークショップなどの開催について検討する。
- ・高校生スピーチコンテストを開催する。
- ・在学生を対象にプレゼンテーションコンテストを開催する。

(2) 海外大学等との連携

- ・デラウェア大学との学部間補足協定の交渉を行う。
- ・ロイヤル・メルボルン工科大学との一般交流協定の交渉を行う。
- ・コロombo大学(スリランカ)との交流について検討する。
- ・ヒビテシンポジウムに参加するとともに, ヒビテ・コンソーシアム/ピルカンマ大学(フィンランド国)との継続事業の可能性を検討する。

(3) 留学・留学生支援

- ・国際センター専任教員による相談日を週2回程度開設する。(再掲)
- ・平成23年度からの入試改革に向けて選抜方法等の検討と準備を行う。
- ・学習奨励基金を活用して国際インターンシップ等への支援を実施する。
- ・留学セミナーを年6回程度開催する(大和及び太白キャンパス)。
- ・民間企業と連携して国際インターンシップ等の留学プログラムを企画する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 理事長を中心とする運営体制の構築

- ・分担・権限・責任を明確にした上で理事長補佐会議で業務執行に当たる。
- ・理事会は月1回, 理事長補佐会議は週1回開催する。
- ・理事長室を設置し, 戦略的な広報, 大型外部資金獲得等のための企画, 中期計画・年度計画の進行管理・評価等のスタッフ機能を担う。
- ・「理事会ニュース」を年8回程度発行する。
- ・2審議会(経営審議会, 教育研究審議会)を規則の趣旨に沿って円滑に運営する。
- ・全学にかかわる教育研究事項は, 教育研究審議会で扱い, 学部・研究科に運営会議を設けて教授会の議決事項を減らし, 2ヶ月に1回開催を原則とする。

- ・副理事長を主査とする内部監査チームを設置する。
 - ・事務職員の全学委員会，各種運営委員会及び学部・研究科運営会議への参画を進める。
- (2) 戦略的な予算等の配分
- ・「財務運営要綱」を定め効果的効率的予算配分・使用に努める
- (3) 学外の有識者等の登用
- ・財務担当理事に学外の企業経営者を登用する。
 - ・地域連携センターに企業からの専任教員を配置する。
 - ・経営審議会の委員に大学元・現学長，企業経営者2，経営学者等を充てる。
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
- ・教育研究組織の定員充足状況，就職状況，教育研究や運営に関する実績について組織評価を実施する。
 - ・組織評価を予算配分に反映するほか，組織見直しの基礎資料とする。
 - ・地域連携センター，国際センター，総合情報センター及び全学委員会の役割，機能について組織評価や実績評価を行い，必要に応じて組織を見直す。
- 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置
- (1) 人事制度
- ・人事計画書の義務化を図り2段階選考を行うとともに，2次選考の際の外部専門家の参加を図る。
 - ・専門業務型裁量労働制の導入に当たり，労使協定を締結するとともに勤務時間の適正な管理のため，教員からの各種届出等を図る。
 - ・地域連携センター専任教員1名（任期3年）を任用する。（再掲）
 - ・数学の任期制教員の採用を検討する。
 - ・教員一般任期制の検討に当たり，他事例の調査を実施する。
 - ・平成21年度の3人に次ぎ，平成22年度事務職7人，技能職1人の採用計画の下採用選考を行う。
 - ・プロパー職員採用計画の前倒しを行う。
 - ・キャンパス間人事異動の可能性を検討する。
 - ・平成22年度分採用者からの人事交流について検討する。
 - ・任期付き教員採用の可能性を検討する。
 - ・地域振興事業部専門職員（任期3年）3人を任用する。（再掲）
- (2) 評価制度
- ・年俸制についての調査・資料収集を行う。
 - ・平成21年度教員評価を平成22年1月に発令する昇給号俸に反映する。
 - ・授業評価の所定項目の平均値を教育評価の25%とする。
 - ・プロパー職員の評価事例を調査する。
- 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
- (1) 事務組織の見直し
- ・課毎の業務量を中心に点検を実施する。
 - ・プロパー職員（初年度は県職員）を対象とした体系的な研修制度について検討する。

(2) 事務の効率化

- ・ 給与，旅費，支出事務の集約化を実施する。
- ・ 「窓口業務の手引き」の点検及び見直しを行う。
- ・ 旅費システムに電子決裁を一部導入する。
- ・ 給与計算業務のアウトソーシングを実施する。
- ・ 財務会計システムを構築し，稼働させる。
- ・ 情報ネットワークシステム，学内端末，教育研究用サーバー，事務教務システム及び図書館情報システムを更新する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 外部資金の獲得

- ・ 理事長室を設置し，文科省・他府省大型プログラムの情報収集，採用プログラムの分析を経て，本学の特長を生かした企画に着手する。
- ・ 全研究プログラムの収集及び全教員への情報提供を推進する。
- ・ 地域連携センター専任教員を申請支援教員として活用する。
- ・ 総合情報センターに「データベース管理責任者」を設置する。
- ・ 外部資金獲得額を教員評価・研究評価の25%に位置付ける。
- ・ 科研費非申請教員の教員研究費・基準額を減額する。
- ・ 間接経費の本部・学部研究環境整備への2:1配分ルールを実施する。
- ・ 平成21年度の前年度比増加額目標：2500万円とする。

(2) 自己収入の確保

- ・ 自己収入源の確保策を検討する。
- ・ 施設等管理使用規程を制定し施設使用料を徴収する。
- ・ 広告収入導入の検討を行う。

(3) 授業料等の適切な設定

- ・ 他の国立大学法人，公立大学法人等の実情等を調査し検討する。
- ・ 事務教務システムの中に債権管理機能を追加する。
- ・ 授業料等の口座振替について検討を開始する。
- ・ 授業料の減免率を3%で実施する。(再掲)
- ・ 授業料等の減免制度のあり方について検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・ コピー代等の実態を調査し年間使用量の上限を設定するなど適正な執行に努め，経費を節減する。
- ・ 理事会等の会議資料のペーパーレス化を検討する。
- ・ コストを意識した契約発注の推進に努める。
- ・ 給与計算業務のアウトソーシングを実施する。(再掲)
- ・ 人員配置の適正化及び事務処理の効率化の推進を検討する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 保有資産について，点検を実施する。
- ・ 資金管理にあたっては，安全，確実，優位な金融商品による運用を検討する。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・次の定期調査・評価を実施する。
 - 学生満足度調査
 - 学生授業評価
 - 卒業生に関する企業調査
 - 教員評価
 - 組織評価
- ・平成19年度認証評価結果を分析し平成21年対応実施状況を点検する。
- ・理事長室により年度計画の実施進行管理を行う。
- ・年度実績の法人内評価を行う。

2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置

- ・法令に基づく左記の公開文書のほか、下記に掲げる情報を積極的に公開する。
 - 例規
 - 理事会議事録
 - 経営審議会議事録
 - 教育研究審議会議事録
 - 教授会議事録
 - 教員データベース
 - 外部研究資金獲得及び教員研究費配分
 - 各種定期報告書
 - その他法人が適切と考える文書
- ・2～3回程度学長定例記者会見を実施する。
- ・ホームページによる情報発信を一層推進する。(再掲)
- ・WEB公報「理事会ニュース」(教職員対象)を発刊する。(再掲)
- ・理事長室員に教員(1名)を広報報道担当者として配置する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・保有資産について、点検を実施する。(再掲)
- ・施設整備計画を策定する。
- ・庁用自動車の更新時には、省エネ車を購入する。
- ・管理規程を整備する。

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・「安全衛生管理規程」を制定し、衛生管理者の選任、産業医の配置及び衛生委員会の設置など安全衛生管理体制を整備する。
- ・「危機管理規程」を新たに制定し、危機管理担当理事、理事、部局長等による危機管理の充実や危機発生時の危機対策本部の設置運営など全学的な危機管理体制を確立する。
- ・防災・防犯・感染症対策に係る対応マニュアルを作成する。
- ・戦略的大学連携事業・地域防災領域と連携を図り、地域防災マスタープランの策定について検討する。
- ・情報セキュリティ基本方針を公表するとともに、情報ネットワークシステム利用規程及び下位規程を策定し、学内ホームページ等を通じて周知徹底を図る。

- 3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置
- ・人権侵害の防止等に関する規程に基づき、相談員を設置する。
 - ・全学生・教職員を対象に「セクハラに気をつけましょう」(イエローカード)を配布するとともに、人権侵害防止のための研修会等を実施する。
 - ・「就業規則」及び「懲戒規程」による迅速・厳格な懲戒審査を行う。

第7 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画

1 当初予算(平成21年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,972
授業料等収入	1,155
受託研究費等収入及び寄附金	301
施設整備補助金	0
補助金	0
その他収入	44
計	3,472
支出	
教育研究費	2,359
(うち人件費)	(1,536)
一般管理費	938
(うち人件費)	(539)
施設整備費	0
補助金	0
計	3,297
収支差	175
(地域振興基金繰入)	(172)
(学習奨励基金繰入)	(1)
(学部改善経費(補正予算))	(2)

1 地域振興基金は、解散した財団法人宮城県地域振興センターからの寄附金を財源に、地域連携センター地域振興事業部の運営に充てる基金。

2 学習奨励基金は、寄附金を財源に、学生の学習達成度の高度化を図り、地域に貢献する人材を養成するために設けられた基金。

2 収支計画（平成21年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	3,479
經常費用	3,387
業務費	3,111
教育研究経費	526
受託研究等経費	111
人件費	2,075
一般管理費	399
財務費用	14
雑損	0
減価償却費	262
臨時損失	92
収入の部	3,479
經常収益	3,387
運営費交付金収益	1,972
授業料等収益	1,126
受託研究等収益(寄附金を含む)	111
財務収益	0
雑益	56
資産見返負債戻入	122
資産見返運営費交付金等戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	121
補助金収益	0
臨時利益	92
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成21年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	3,297
業務活動による支出	3,111
投資活動による支出	29
財務活動による支出	157
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	3,472
業務活動による収入	3,472
運営費交付金収入	1,972
授業料等収入	1,155
受託研究費等収入	301
その他収入	44
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	0
収支差	175
（地域振興基金繰入）	（172）
（学習奨励基金繰入）	（1）
（学部改善経費（補正予算））	（2）

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

- ・5億円に設定する。

2 想定される理由

- ・運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・なし

第10 剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第5条第1号から第3号関係）

1 積立金の処分に関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）

- ・なし

2 人事に関する計画

- ・年次教員採用計画の検討を行うとともに人事計画書の具体化を図る。
- ・プロパー職員採用計画の前倒しを行う。（再掲）

3 施設設備に関する計画

- ・施設設備の整備計画を策定する。（再掲）